

人間を勤るかの如き運動から

人間を尊敬する事によつて解放せんとする運動へ

訓 覇 浩

はじめに

本日は京都光華女子大学宗教講座にお招きいただきましてありがとうございます。私、真宗大谷派の僧侶で、三重県の寺の住職をしております、訓覇浩と言います。昨年にかけてお話をさせていただくことになりました。どうぞ宜しくお願いいたします。

簡単に自己紹介をさせていただきます。ずっと人権問題ということに関心を持たせてもらって、京都の東本願寺の中にある真宗大谷派解放運動推進本部というところで、一〇年前まで足かけ二十五年間、仏教と人権ということについて考えてまいりました。それからお寺に帰って、今は寺の住職として、一人の市民として人権問題に向き合わせてもらっ

ています。今日は、普段私が関わらせてもらっているいろんな人たちとの出会いの中から感じていることをお話させていただいて、皆さんと一緒に考えることができたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、人権という言葉テーマにいただきました。私自身、東本願寺で仕事をしていた時に、特に大きな課題として、部落解放運動というものに向き合わせてもらいました。これは今日お話をいたします一〇一年前に創立されました全国水平社の運動、水平運動と言いますが、その運動を起源とする大変大きな歴史と意味を持っている運動です。そして、私の中ではそこから展開するような形で、アイヌ民族差別問題、ハンセン病問題、それから非戦平和の問題などに出会わせてもらいました。今日はそういうことの中から、ハンセン病問題と全国水平社創立の精神、願い、そこを照らし合わせながら、私たちにとって人権っていったい何なのか、人権が奪われるとは、人権を守るとは、また差別からの解放とはどういうことなのか、そのようなことについてお話をできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今人権ということを簡単に口にしましたけれども、なかなかこの言葉、わかるようでわかりにくい。仮に百人の方が聞いてくださっているとすると、百通りの人権という言葉に

ついでイメージが出てくるのではないのかと思います。そういうことからすると、こうだと決まった言葉ではない、それぞれの人の生活、出会いの中で人権という言葉の意味が育っていく、そういう言葉なのではないかと思えます。従って、今日私がお話すること  
が答えということではなくて、皆さまの中で人権って何だろうか、特に「私と人権問題」という風に考えた時に、どこで私の問題になるのかという、そのことを意識して聞いていただけたらと思います。

よくそのこととお話をするのですけれども、仮に今日は、ハンセン病問題をテーマにお話ししますというのと、そうしたら皆さんは、「ハンセン病問題を今日は勉強するんだ、はじめてだなあ、あまり知らないなあ」なんて思われるかもしれません。「ハンセン病問題を学ぶ」という意識ですね。どうしてもこのことがテーマだということになるとそういう意識になります。それはもちろん間違いだとは言いません。しかし私は、「ハンセン病問題を学ぶ」というより、「ハンセン病問題に学ぶ」ということが大切なのではないかと考えます。「を」「が」「に」が変わると一体何が変わるのかというと、一文字変わっただけですけれども、これは随分大きな違いなんです。

まず、ハンセン病問題を学ぶ、ならば、私がお話をするハンセン病問題についてしっか

りと理解してくれたら十分なんですけれども、「を」が「に」になると、ハンセン病問題に「何々を」学ぶ、という言葉が必要になってきますね。そして、ハンセン病問題に学ぶに「何々を」と入れると、もう一つ必要になってくる言葉がありますね、「私は」という言葉です。ハンセン病問題に「私は」「何々を」学ぶ。こうなると、これは主語が「私は」ですから、私はこの事をハンセン病問題に学んだんだって言われたら、私がそれは間違っているって言えないですよ。だってその人が事実学んだことなんです。百人の方が居れば百通りの答えが出てくるわけです。けれども、必ずそれは「私は」ということが前提になります。これが絶対大事なことなのです。私は、他の大学でハンセン病問題をテーマに授業を持たせてもらっていますが、「私は、このことを学びました」ということでレポートや答案を書いてくれている人は、基本的に全員合格ラインをクリアしていると思っています。私と違う意見でももちろん構わない、それが自分の意見ならば。しかし、逆に「私は」が抜けていると厳しい評価をせざるを得ません。そういうことで言うと、今日お話しすることもハンセン病問題と水平社創立の精神という、今日は二題話のようになりませんが、その双方に私が学んだことをお話する。そのことを聞いていただいて、また皆さんの中でそこに私は何を学ぶのか、それを自分の言葉で表現していただく。そういうことが

学びということにおいてとつても大事なのではないかと思っております。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、そういうところで今からの話を聞いていただければと思っております。

## 水平社宣言

それでは本題に入らせていただきますが、今日は、全国水平社創立の精神とハンセン病問題、これを照らし合わせて考えてみようという試みでございますので、最初に全国水平社の創立という事柄に出会っていただきたいと思えます。水平社の説明をする前に「水平社宣言」を読ませていただきます。全国水平社創立大会における「宣言」です。一九二二年、今から一〇一年前に京都市の岡崎公会堂というところ、今でも大きな会館がありますけれども、そこで採択された日本で最初の人権宣言と言われるものです。こういう宣言です。

## 宣言

全国に散在する我が特殊部落民を団結せよ。

長い間虐められてきた兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させたことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何であるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社は、かくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

こういう宣言です。今聞いていただいて、初めて出会う方だったら何が書いてあるのかよくわからないな、というようなことでしようけれども。しかし、私たちが言葉に出会つていく時に、どうしても解釈していこうとしますね。言葉の意味から取つていこうとする。もつと私にもわかるように話してください、というようなことをよく言います。仏教のお聖教を勉強するときも、難解な言葉をわかりやすくして話してくださいと求めてしまいましたが、そこには少し注意が必要です。ある意味でわかりやすいというのは、我が意を得たり、自分にわかりやすいということになるので、ちよつとした落とし穴なんですね。わかるといふのは、解釈してわかるということだけがわかるということではない。むしろこの

水平社宣言というものを起草し採択した人たちの願いとか熱とか、そういうものをこころで感じていく、身で感じていく、そういうわかり方というのものもあるかもしれません。その時には、解釈していこうとする、あるいはわかりやすく話して、というような意識はひよっとしたら邪魔になるかもしれない。もつと言ってしまうと、「解釈する根源的立場を突破しなければ、浄土に触れない」、そういうことを言ったお坊さんもいます。何かわかりにくい宣言を読んだことの言い訳のようなことをしているかもしれませんが、この行間やら紙背、そういうところから、長い間差別を受けてきた人たちがどうして「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と叫ばねばならなかったのか、こういう願いを全国に発しなければならなかったのか。その気持ち、願い、そういうものをですね、この宣言から感じ、受け止めていただきたいと思います。何度も何度も読んでいううちに、理解できるようになるというよりも、願いが伝わってくる。声に出して読んでいただきたいな、そういうふうに思います。「ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢」、そういうような言葉で表されている部落差別というものの現実、酷さというものを一身に受け止める中から、そこからの解放を強く強く願う、そういうものがこの水平社宣言であろうと思います。



まずそう押さえたところから、水平社創立という出来事に向き合っていきたいと思いま  
す。

### 全国水平社の創立

全国水平社がどうしてこの一九二二年に立ち上げられなければならなかったのかということ、私は水平社創立の必然性と言っておりませんが、そのことがまず、この水平社宣言の一行目の呼びかけの後のフレーズの中に込められていると思うんですね。もう一度そこを見ていただきたいと思います。

水平社宣言を読んでいくうえでひとつ注意させていたきたいのですけれども、「兄弟を」とか「男らしき」というような、ジェンダーという視点から見たいへん偏った表現になっております。そういうことも、この宣言に出会う、この宣言の精神を受け止めるところから、しっかりと今の人権問題に向き合う人が、宣言をさらに超えていく、そういう営みをしていただいたらいいな、私もしていきたいなと思います。そういう思いの中で、このまま読ませてもらいますが、「長い間虐められてきた兄弟よ」という呼びかけ、

そのあと「過去半世紀間」という言葉が出てきます。部落差別というのは、以前は、江戸時代の封建制が作りだしと言われていましたが、現在様々に部落史、あるいは解放史というものが研究される中で、何も江戸時代に突然降って湧いたようにできたものではない。長い長い歴史の中で、人間の闇が、貴いものと言われる存在、そして賤しいものという存在を作り出してきた、貴賤というもの、あるいは、浄穢、浄らかなもの穢れているもの。そういうものが、その時その時の時代の中で形をとって、制度となり、またそれが民衆に対してのいろんな社会的な形になっていったわけですね。具体的には江戸時代の身分制、特に穢多身分や非人身分、その他の賤民層と言われている人たちに対する固定化された眼差しということが、直接的には大きな差別被害を生んできているんですけれども。それがこの水平社創立の時代、一九二二年、大正十一年ですから、新しい時代、明治という時代になってから五十年以上経っている時代。そういう中で厳しく残っているという現実。そういう現実の中で作られたものなんです、そこできちんと注目したい言葉が「過去半世紀間」という言葉です。水平社はいきなり「過去半世紀間」という言葉を出すんですね。

いろんなものを見ていく時に、それを書いた人、あるいはその出来事が、どのような時

代というものを意識しているのか、ということとはとっても大きいことですね。私は最初この水平社宣言を学んだ時に、中学生の時に、当時は同和教育と言っておりましたが、人権教育、学校の授業で初めて水平社宣言を先生から聞いた時に、何かわからないけどすごく感動した、そういうようなことがありましたけれども、その時にはこの「過去半世紀間」という言葉は全く意識しなかったんですね。自然と、新しい時代になっても古い差別が厳然と残っている、というくらいにしか読んでおりませんでした。近年になって、人権問題に学び始めてから、「え？この『過去半世紀間』って自分が勝手に思っていたイメージと違うな」ということに気がついたんです。どういふことかと言うと、一九二二年から半世紀引くと一八七二年、もう明治時代なんですね。近代に入っているわけです。そして、ちょうどここにあったのが、ちょうどと言いながら一年ずれているんですけれども、一八七一年、これは皆さんもおそらく聞かれたことあるかと思うんですが、昔は簡単に「解放令」と言っておりましたが、今は賤称廃止令とか、賤民廃止令とか呼ばれている、それまでの穢多・非人というような言葉、部落差別の象徴的な言葉ですけれども、そういう風に言われてきた人たちの身分をなくするという太政官の布告が出ているんです。短い文章ですのでご紹介します。

穢多非人等の称廢せられ候條、今より身分職業共平民同様たるべき事。

たったこれだけなんですけれども、そこで江戸時代にあった制度としての、いわば身分制はなくなつたわけです。そして、天皇を頂点とした、新たな身分制が作られた、ということになるんですね。そこには、賤族というものは残らずに、天皇を頂点として、皇族、旧貴族を中心とした華族、武士が中心の士族、そして平民という形への身分改編がなされた。ここに、作ろうものなら作れたであろう賤族、結局ここまで旧身分をはめ込んでいくのですから。いわゆる賤族というものがあつても私はおかしくなかつたのかなとも思うんですが。もちろんそうすべきだと思いませんよ。それを、この近代国家の中では、賤しいと言われている人たちを身分として残すことはよくない、ということ、平民同様という表現で、平民身分にしたわけです。しかし、同様という言葉自体が、実は同じでないということを表しているんですね。そしてすぐに新たに「新平民」という差別語が生まれてくるのですが。とりあえずこのような新しい身分制を作った。ここに制度としての賤民身分はなくなつたわけです。だから解放令と言われたりするわけなんです。もう穢多とか非人とかないよ、名称がなくなつたんだから、と。そういうようなことになつたわけです。

そうしたら、普通考えたら、こういう新しい時代になってもまだ古い陋習として差別が残っている、差別を受けてきた人たちにとつてはもう我慢ならない、ということでも水平社が誕生した、そういうことになると思います。もし、そうならば、この水平社が、克服すべき差別的状況の根源として見たのは江戸時代の身分制ということになるはずです。しかしここではつきりと言葉になっているのは「過去半世紀間」っていう言葉です。水平社はつきりと過去半世紀間と記して、大きな注目をしています。つまり、この半世紀間の在り方こそ、現在の状況に直結する事柄なのだということ。つまり江戸時代以前からの陋習がまだまだ残っているから、水平社を立ち上げなければならぬと言ったのではない、そのことが大切な部分なのです。もちろん近世と近代の連続性ということはありません、そういう陋習もいっぱい残っていますので、当時の差別の現状もその中にあり、江戸時代の身分制とは関係ない、というのは乱暴ですが、水平社創立の必然性に直結する部分は「過去半世紀間」のあり方なんだということです。制度的な賤民差別は廃止した。そして、少なくとも天皇の下でみんな平等なのだという新しい平等観、そういうようなものをもととして新しい国を作っていくとしたのです。しかし、その間に差別をなくするという名の下で行われたことを、水平社は問題にしたんですね。

つまり、今でも私たちは差別はいけないということを、よっぽど確信的な差別主義者以外は思っています。しかし、その思っていることの本当の中身というところをきちんと見詰めなければ、むしろ差別というものをさらに広げていく可能性があり、なにより根本的な問題解決にはならない、むしろ遠ざかる、そういうことがあると思いますが、水平社はそこをしつかりと見つけていたんですね。それがこの、過去半世紀間に「種々なる方法と、多くの人々とによってなされた吾等の為めの運動」なんですね。それを「何等の有難い効果を齎らさなかつた事実」と押さえているわけです。そしてその事実は、「夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ」と看破するのです。そこに「吾々によって」という言葉があります。これ大事な言葉なんです。普通は、自分たちが差別から解放されないのは、してきた人間が悪い、あるいは無くそうと取り組んできた人はいても、そのやり方に問題がある、というように、結果に対する原因を差別者側に求めることが多いと思います。けれど、水平社は「有難い効果を齎らさなかつた」すべてが、「吾々によって」というように、差別を受けてきた自分たちをまず言うんですね。「吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ」と。半世紀間になされたことが、人間への冒瀆であり、有難い効果をもたら

さないとすることは、差別されてきたもの、してきたものともに人間を冒瀆していることへの罰であった、罰という言葉まで使ってその事実を語っていきます。このような過去半世紀間の在り方を、水平社はなぜこのように厳しく見ていくのか。それが今日の一つの鍵になります。そのキーワードが、「人間を勤（いたわ）る」という言葉だと思えます。

### 水平社創立の必然性

耳慣れない言葉ですね、勤るって。普通いたわるって言ったらい意味の言葉として使いますよね。お体をお労りくださいとか。しかし水平社はこの言葉をとてもきつい言葉で使っているんです。漢字の意味、いくつかの辞書を合わせると、こういうような言葉になります。奪う、殺す、ほろぼす、たちきる、疲れさす。きつい言葉ですね。そういうような意味を含みながら、水平社はここではこの言葉を「かすめとる」、という言葉で使っていると言われています。人間をいたわるように見せかけ、実は人間をかすめとっていく、そういうことがこの近代日本の半世紀の間に、いろんな形でさまざま差別に対してなされた、それが過去半世紀間の取り組みなんだということです。そして水平社はそのような

質の取り組みだからこそ、その取り組みは、「多くの兄弟を墮落させた」というのです。この時の墮落ってどういうことかと言うと、私は、差別と闘う力を失わせたということだと受け止めています。

私は、人間というものは、人権が侵害されようとする、奪われようとするときに、必ず闘うものだと思っております。なぜなら肉体の命が奪われようとしたときに、例えば素手であつても私たちは命を守ろうとしますよね。銃を突きつけられても素手ででも防ごうとする。人権というのと同じなんです。それが奪われようとするとき、かならず闘う。なぜならそれが奪われるということは、人間であるということが奪われるということなのです。それが人権というものだと思っております。人権が奪われようとするとき、その闘い方、抗い方はさまざまであつても、必ず人はそれと闘う。そういうものだと思います。しかし、水平社がここで見ていることはどういうことかと言うと、闘うことをやめさせてしまふはたらしき、ということ。そして、人権が奪われようとするときの闘いというのは、自らの人権を守ると同時に、人権を奪おうとしているものに対して、自分がしていることの本質を気付かせる、そういうのはたらしきを持つのです。そのことも、とても大きなことであると思います。



私は、私自身の差別問題に対する取り組みについていうのは、問われるもの、願われるものとしての取り組み、とっております。どういう意味かというと、今日話をする部落差別という問題とハンセン病問題というところで言うならば、少なくとも、私は、これまで部落差別を受けたということはありません。被差別部落の出身であるというアイデンティティもありません。逆に、これまでの学びやこれまでの経験の中で、部落差別をする心というものを起こしてきた実感があります。これは残念ながらあるんですね。先ほど水平社宣言を初めて中学校の時に聞かされて感動した、と言いましたが、実は後日談がありました。私はその時に、先生から水平社宣言が載っている本を借りて読み直したんです。そしてそれを返さなければならぬし、今のようになり、インターネットで水平社宣言って検索したらすぐ出てきて、プリントアウトできるような時代でもありませんので、私はノートに書き写していったんですね。その時にハッと隣の人の目が気になったんです。そして思わずノートを伏せてしまいました。こんなことしていたら、僕は部落の人やと思われているのではないかと。そんなことになったら大変だと、だから伏せたんですね。部落差別問題を知ったがために出できた、部落の人と思われたら大変だという意識。そういう気持ちを実際に起こってきたんですね。これは被差別部落の人たちにとってみたら、とっても辛い感情だと思

います。やっぱり部落って嫌なところなんだ、人から避けられるところなんだ、そういうことですね。そして、そういう被差別部落の出身者と間違われたくないから、水平社宣言を写しているところを見られないようにする、という行為が起ってきた。自己矛盾のようですけど、これは私の中から本当に無意識に起こってきた部落差別意識だと思うんですね。そういうものを常に問われてきている、ということが大事なことだと思うんですけれども。そういう意味で、そのような自分に気づかせてくれるものこそ、私にとってはとても大事なもので、それが水平社の運動であり、その後出合わせていただく、差別と闘う人たちの運動だと思います。自分の中に部落差別意識があるということに気が付くということとはつらいことですけど、そのことに気が付かないでいるということに比べたら、それは比べ物にならないくらい有難いことなんです。自分の中にあるそのような意識、また縁の中でそのような意識を持つ自分であることを知らずに人生を終えたと考えるとぞつとします。ちょっと余談になりましたが、差別との闘いとは、差別をしてきた人に対しても、人間をとりもどさずはたらきを与えるものなんです。

しかし、この、かすめとるとするのは、差別をされている人が、差別をされているという事に気が付かなくさすのですね。そして、している方も差別をしているということ

わからなくなる。じゃあそれでいいではないかお互いについて思われるかもしれませんが、そこは絶対に違うんですね。それは、人間が人間を差別するという現実がなくなるわけではない。その現実を覆いをかけているだけなのです。覆いをかけて差別をうける現実をそう受け止めなくする。そのことによって差別と闘う気持ちも奪ってしまおう。それが私は究極の人権侵害だと思っております。水平社が向き合おうとしたのは、そのようなあり方、取り組みだったのではないかと思います。その「勤る」という言葉、あり方に対して水平社が選んだ言葉、それが「尊敬」と「解放」です。

「此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である」という言葉で表されます。今日のテーマはこの言葉から出させてもらいました。「人間を勤るかの如き運動」から、「人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動」を起こす。これが水平社の創立の必然性です。ここに、「勤る」から「尊敬・解放」という展開、そういうものを水平社は立ち上げた時に趣旨としたわけです。そしてこういう運動が起こってくるのは、人間が人間であろうとする必然なんだ、そういうことをまず最初に謳ったわけです。それが水平社創立の必然ですね。この時に、解放という言葉に込めた想いって何なんだろうか。尊敬という言葉に込めた想いって何な

んだらうか。そういうことをです、今日とても一時間半の中ではお話ししきれませんが、皆さんの中で考えてみていただきたいと思います。

よく、差別の反対語ってなに、なんていうことを考えたりします。その時に平等とか、対等とかいろいろ出てきます。言わばみんな同じ、というところに関係してくる言葉ですね。差別っていうのは違いをつける、それに対してみんな同じなんだ、ということをする言葉です。しかし水平社宣言で見た言葉はですね、人間は平等なんだというような、そういうような表現、もちろん平等という言葉出てきますよ、「自由・平等の渴望者」であるという、平等を願うという言葉があります。けれども、そのこと以上に水平社が大切にしているのが「尊敬」だと思えるのです。人間っていうのはみんな平等なんだ、というよりも、人間っていうのは尊敬されるものなんだ、ということ。差別の反対語はというと、反対語って言うのも変ですが、尊敬と言っているのではないのでしょうか。人間を差別するの反対は、人間を尊敬することなんだ、ということ。人間を尊敬する、あるいは人間は尊敬すべきものと領いていく、そういうことがもたらす力が、差別と闘う力となるといってよいのではないかと思えます。これは、最後の結論のところでもう少しお話をしたいと思えます。

## 「過去半世紀間」という時代

では、この過去半世紀間という所にもう一回戻ります。差別に苦しむ人たちに対して、国や社会や市民がしてきたことって一体何なんだということですよ。「勤るかのごとき運動」とまで言い切ったわけですから、その具体的な現実とはどういうことか。部落差別という所で考えるなら、恩恵的改善、収奪的融和、そういう言葉で言われていますけれども、簡単に言えば、みんなシャツフルしたら部落の人ってわからないから部落差別がなくなる、とか、北海道にみんな移住したらいいんじゃないか、とかですね。様々にこの融和ということが、当時言われるんですね。融けあってわからなくなる。そして差別が、融和することによってなくなっていくんだ、ということなんです。その融和に対して水平社はきつい言葉を言っています。収奪的融和、恩恵的改善、あるいは侮辱的改善という言葉も出てきます。被差別部落の中が、色々と周り比べて劣悪な環境にあるから、その環境を改善したら、差別を受けなくなるんじゃないか、という考え方ですね。このような発想の先には、必ず、被差別部落の方にも問題はあるのだから、それを改善してこいということが出

てきます。また、そのような劣悪な環境にある被差別部落を改善してあげる、という発想、それを恩恵的改善という言葉で水平社は批判しますが、これらは、被差別部落の人たちのために、いわばしてあげているという意識の取り組みです。そういう取り組みは、人間を差別から解放することには絶対につながらないと、見切っていくわけです。その解放につながらない本質というものが、もう少しはつきりと見えてくるのが、ハンセン病問題なんですね。

今述べた過去半世紀間という時代は、現在も続く多くの人権侵害の種が植えられた、もちろん全てではないですけども、多くの問題がこの時代に由来します。ちなみに今日取り上げるハンセン病問題っていうのは、一九〇七年にハンセン病を患った人たちを絶対隔離することを定めた、後に「らい予防法」となる「癩予防ニ関スル件」が定められた年です。この半世紀の中に入っています。もうちょっと例を出してくと、一八九九年に「北海道旧土人保護法」という法律ができるんですね。これはどういう法律かと言ったら、アイヌ民族を全部日本人と同じように同化したら、アイヌの人たちはみんな幸せになりますよ、という法律です。「北海道旧土人」というのは北海道に住むアイヌ民族のことです。土人という言葉で先住民族をさし、その人たちを「保護」という。その保護の本身は

同化です。今日は旧土人保護法について詳しく話せませんので、この法律の性格をうかがう、大変わかりやすい資料がありますので、ひとつ紹介だけしておきます。

旧土人の保護、文化の向上、言語・風俗・習慣等の同化に努めたる結果、近来著しく其の効果顕れ、今や殆ど一般の域に達し、青少年の如きは、諸般の文化施設及び教育機関の恩沢により、全く固有の言語を知らざる迄に大和民族化しつつある状態なり。斯くて土人は歳と共に大和民族中に融合発展を遂げつつあるから、近き将来には彼我全く渾一の状態に達し、其の存在は唯単に史上の記録に止まるに過ぎなくなるであらう。茲に至つて始めて物質的にも精神的にも同族を救ひ得る所以であつて、保護法の使命も完うし得るに至るであらう。

(一九三六年『北海道概況』『北海道治概況』)

という一文です。これは当時の行政白書のようなものにある一文です。同化政策に対して、微塵の悪びれも反省もありません。アイヌ民族のために良いことをしてあげている、まさしくその意識です。あるいは一九〇〇年、「精神病者監護法」っていう法律ができる

んですね。これは精神疾患を持った人たちを自宅軟禁してもよい。そういうことに通じる法律で、これも精神疾患を持った人を救ってあげる法律だという意識が根っこにありますね。この、北海道旧土人保護法、皆さん、聞いたことがあるかわかりませんが、少なくとも自分には無関係だ、自分の生まれる前の話だと思って思われている人もいますかもしれないですが、これいつまで存続したのかと言うと、一九九七年まで存続しているんですね。ちよつとまだ今日聞いてくださっている皆さまは生まれてないかな、というくらいですね。現代まで続いている法律なんです。では今日お話ししていく「らい予防法」、いつまで存続したのかと言うと、一九九六年まで存続しているんですね。この間に何があつたか、すぐわかりますね。一九四五年敗戦。そして一九四七年「日本国憲法」制定。言うならば、戦前の大日本帝国憲法ならば、このような法律が作られてもおかしくないかもしれないけれども、新しい民主主義の憲法になっても、「北海道旧土人保護法」は一九九七年まで、アイヌ民族を旧土人と呼び、保護するという法律名も、そのまま存続していたんですね。らい予防法、旧土人保護法ともに九〇年、一〇〇年の間、日本国憲法というものができて、ものともせず存続をしたわけです。このようなことにつながる問題意識を、すでに水平社は、今から一〇〇年前にですね、持っていたのだと思います。これらの



あり方は、人間を勤るようなものであつて、人間を解放するものではないのだ、ということを見抜いていたわけです。

しかし、多くの人たちが被差別部落に対する恩恵的改善、収奪的融和、あるいは同化政策や隔離政策というものの本質というものを見抜けなかつたわけです。それを水平社は部落問題という枠の中ですけれど「勤るかの如き運動」であり、人間を冒瀆するものであると見抜いていたのです。そしてさらに具体的に、第三会大会において、

一 東西両本願寺に対する募財拒絶の断行を期し併せて解放の精神を麻痺せしむるが如き一切の教化運動を排す

一 政府其他一切侮辱的改善策及び恩恵的施設を拒否しその徹底的廢滅を期す

という決議を行うに至っております。このような、差別をなくすことの本質に厳しく向き合うことによつて水平社が立ちあがったことが、差別の形は違いますが、アイヌ民族の解放運動や、ハンセン病療養所の中で隔離と闘おうと考える人たちの運動に影響を与えていたのではないかと思ひます。いま、戦後になつても同化政策や隔離政策は続けられたと

言いましたが、このことも先ほど述べた部落差別が近代になってもなくなっていないというと同じで、古い時代のせいでできない、現在までこの法律のもつ意識を克服できていない、むしろ護ってきたのではないかという問題です。らい予防法は一九九六年に廃止されましたけれども、なぜこの法律を私たちは廃止しなければならないのか、ということに対して、どれだけ市民一人一人が本当にその意味を領しているのか。その意味とは、らい予防法が廃止される必然性という言い方を仮にするなら、これは水平社が創立されなければならなかった必然性を領くというところと一つになっている部分です。逆に水平社創立の必然性というものを、そういうところできちんと見ない限り、それは何時でも収奪的融和になったり、恩恵的救済になったりするという、差別の克服のし方につながるといふ、そういう問題がそこにあるんですね。

### ハンセン病隔離政策概観

さて、それではこのハンセン病問題について、今日は時間の許す範囲で、少し丁寧に向き合っていきたいと思えます。まずハンセン病という病気について簡単にご説明しておき

ます。この病気は、医学的には、らい菌による慢性細菌感染症で、手足の末梢神経などが侵される、ゆるい感染症です。ハンセン病は、らい菌は極めて病原性が弱く、たとえ菌が感染しても免疫力が弱い体質の人しか発病しません。この免疫力が弱い体質の人は、生活が豊かになるにつれて減少するため、社会の進歩に伴って発症者が減り最終的にはゼロになって病気は自然消滅するといわれています。現在の日本では、新たな患者は事実上なくなっております。かつては特效薬がなく不治の病などと言われましたが、アメリカで開発されたプロミンという薬が戦後すぐに日本に伝わり、薬によって治すことが出来る病気となっています。しかし、社会的には、洋の東西を問わずたいへん嫌われてきた病気です。手足や顔など目立つところに変形をもたらすことや、感染力が弱いということもあって、血筋の病気だと言われたり、また古くは業病だと言われたりしてきました。けれども、嫌われてきた病気はハンセン病だけでなく、他にも色々あるのですが、ハンセン病を患った人のみが受けてきたことがあります。それが、ハンセン病隔離政策という国策による絶大な被害です。

まずはそのハンセン病隔離政策について概観します。ハンセン病隔離政策は、一九〇七年、法律第十一号「癩予防ニ関スル件」が制定されることによって始まりです。当時、ハ

ンセン病を患った人たちの中には、ハンセン病に対する厳しい差別ゆえ、家や村を追われ、神社、仏閣や橋の下など、巷で生活することを余儀なくされている人たちが数多くいました。この法律はそれらの人たちをハンセン病療養所に「収容」することを定めるものでした。しかしこの法律は、決してハンセン病を患った人たちのために作られたものではありません。当時の日本は、欧米諸国と肩をならべ、「文明国」の仲間入りをすることを至上課題としておりましたが、欧米諸国においてハンセン病は、特效薬こそ開発されていないものの衛生状態の改善などで克服されつつある病気になっており、放浪する患者の姿などは少なくなっていました。そのような中で、ハンセン病を患った人たちの姿が欧米人の目に入ることは、国家の体面を著しく損なうものであると考えたのです。すなわち患者そのものを国の恥、国辱とする見方から隔離政策は始められたのです。このころはたびたび「患者収容」という言葉が用いられます。ハンセン病患者を入院さす、ではない、収容さす、というのです。当時療養所の所長の中には医者ではなく警察出身の人もおりました。ハンセン病に罹ることが罪なんだ、国の体面を汚す罪なんだという考え方です。つまり病というものは別の、罹ることが社会的に許されない、社会にとつて、国にとつて迷惑な存在、そういうレッテルをハンセン病隔離政策が、ハンセン病を患った人たちやその

家族に貼ったわけです。病気というものに対するみなし方が、ウイルスが存在してはいけない、菌が存在してはいけないということではなく、罹った人、患者そのものを社会の中に存在してはいけないものとして徹底的に排除する、そういうような考え方です。それがハンセン病隔離政策というものなんですね。その後、一九一六年に最初の「改正」が行われ、療養所長に「懲戒検束権」が付与され、所長の権限で入所者に合法的に懲罰を与えることが可能となります。療養所は治外法権下におかれたのです。

更に一九三一年、「癩予防法」と名をかえたこの法律は、ますますその性格を強め、これまで放浪している患者が対象だったのが、全ての患者の隔離に広がります。ちよつと斑紋が出ているだけの患者のような人でも、家で療養しているような人であっても、健康診断とか、学校では校医さんなどが見つけて、あるいは市民の通報などで、療養所に収容していきます。優生政策の推進とも絡み、全ての患者を隔離する、絶対隔離ということが徹底されていきます。戦争に突き進む中、民族浄化のスローガンのもと、ハンセン病を患った人たちが社会に存在することを徹底的に嫌い排除していったのです。

さらにこの国のハンセン病政策は、戦後になってもハンセン病患者を社会から隔離・排除するという本質を変えることはありませんでした。新しい民主憲法が制定され、療養所

に入所する人たちの激しい予防法改廃闘争が行われたにも関わらず、一九五三年に「改正」された「らい予防法」は、入所者の願いとは真逆の、戦前の法律よりさらに隔離の強制力の強いものとなりました。入所規定はあっても退所規定のない「終生隔離」は維持され、一九四八年に制定された「優生保護法」では、優生手術の対象に、戦前の「国民優生法」では対象外であった「癩疾患」が加えられました。断種・墮胎の件数は戦後一九四九年以降だけで九〇〇〇件を超えます。ハンセン病患者の子孫は絶対のこさせないという「絶滅政策」は戦後さらに徹底されることになったのです。このように、隔離政策は一九〇七年の「癩予防ニ関スル件」制定以来一九九六年の「らい予防法」廃止まで、一貫してハンセン病患者の人権を奪い続けてきたのです。

### 隔離政策がもたらした被害

それでは次に、隔離政策がもたらした被害についてみていきたいと思います。まず、入所者の一人の証言をご紹介します。

つらくて、いたい。「いいことをしておいて、何が痛いか」と怒鳴られた。たまらなかつた。台の上上がったときに器具の音を聞きながら気を失った。子どもを引きずり出された。顔をたたかれて目が覚める。鼻も口もガーゼで押さえられればたしてゐる赤ちゃん。まぶたが動いていた。へその緒が波打っていた。髪の毛が真っ黒だった。子どもが殺される。看護婦は子どもをもつて走って行ってしまった。その時の医師はこういった。「園の規則まで破つて、子どもをつくつて恥ずかしくないのか」水さえ飲ませてもらえなかつた。その悔しさは忘れられません。

赤ん坊の死後、夫は二度と子どもができないよう、断種手術を強制された。

『いま、共なる歩みを』（東本願寺出版）

ハンセン病療養所星塚敬愛園入所者・玉城しげさんの言葉です。一九九八年七月に熊本地方裁判所に提訴された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」（「ハンセン病国賠訴訟」）の第一次原告一三人の中のお一人です。ここで語られる強制墮胎は、男性、女性ともに対して施された不妊手術同様、療養所内でなされた肉体的にも、精神的にももつとも過酷な仕打ちであつたといわれているものです。

それではなぜ、伝染病であるハンセン病患者が強制墮胎を強いられるのか。それは単に療養所の中で子どもが生まれても育てられないという理由ではありません。親戚が引き取ってくれるから産むだけでもと懇願してもらえなかったとお聞きしております。

そこに、大きな力を持ったのが優生思想という考え方です。ここでは、ハンセン病患者の遺伝子を社会の中に残さないという考え方です。この優生思想というのは、命というものに優劣があると考え、優なる命、優なる遺伝子のみを社会に残しておくという考え方です。これを社会ダーウイニズムって言うんですけども、社会の役に立つ人、国の役に立つ人、そういうような能力を持っている人でいっぱい为社会にすることが、いい社会なんだ。日本の国にとっていいことなのだ。それに対して邪魔をする存在、それが劣とされる存在。命に優劣があるということです。資源の少ない日本では、国民こそが資源なんだということ、このような考え方が強く打ち出されてくるんですね。その時に最も劣なるものとされたのがハンセン病患者です。これは遺伝病ではないということはわかっていながらも、怖い伝染病だから隔離すると言いながらも、懼りやすい体質はあるということ、その体質さえも、遺伝させないということなんです。そういうことが、優生思想とのつながりで、ハンセン病を患った人を社会の中で生活させておくと、そういう体質をも



つた子が生まれてしまう。だから療養所の中で徹底的に収容し、その一代において子孫を絶やす。そういう政策を行ったのです。このようなハンセン病に対する見方は、早くからあり明治の初め頃に、皆さんご存じの福沢諭吉（一八三五―一九〇一）という人が、「癩病の如きは一度び之を患る者あれば、子孫五世の間を無難に経過して始めて其一族に病毒を一掃したるの證を見る可しと云ふ」ということを言っています。またその弟子の高橋義雄（一八六一―一九三七）は、『日本人種改良論』という本の中で、「往日封建ノ世ニハ土農工商穢多非人各階級ヲタテテ容易ニ相婚スルヲ許サズ穢多非人ニ至リテハ之ト火ヲ一ニセズ況ンヤ結婚ノ沙汰ニ於テヲヤ階級ノ區別斯ク嚴重ナルニ……（中略）……今日ニテハ旧時ノ穢多非人モ既ニ平民ニ列シテ人間並ノ交際ヲ為スニ至リタレバ此輩ノ血統モ亦社会ニ広マル可キナリ 下流ノ人民中ニハ癩病遺伝ノ家少ナカラズ」。つまり明治の時代になって、以前は厳格な身分差別があり、特に被差別身分の人たちとは火を同じくしない。「同じ釜の飯を食べる」っていい方がいい方がありますが、それは単に共同生活をするということではなくて、火というものは穢れを伝染させると言われるものですから、穢れがうつるという意味で、そこをも超えて一緒に生きるという意味で、このような言い方が生まれてきてるんじゃないかな、と私は思っていますけれども。そういうように火を一つにしな

かったのに、それが明治になったら、結婚とかが自由になり、そうすると下流の血が上流階級の血に入ってくる、ということをやっているんですね。しかも、下流の家のものの中には、「癩病遺伝の家少なからず」、被差別部落の中には、ハンセン病患者が多いということと述べています。実際に、被差別部落を調べる調査と、「癩村」と言うハンセン病患者が多い地域があるという差別的偏見による見込みの中で、ハンセン病患者の血筋、血統を調べる調査が一九一六年に実施され、その時の「大正五年 特殊部落調 附癩村調」という調査台帳が残っております。だから差別意識が二重・三重に繋がってきているのです。そういう意識も隔離政策に反映されていたのだと思います。

この優生思想というもの、もう少し説明させてもらうと、皆さまも「優生保護法」という言葉を聞かれることがあると思いますが、国が戦後に作った法律です。一九四八年に、新しい憲法の下で「優生保護法」という法律が作られました。ちなみにどんな法律かというと、「法律の目的」に「この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」という一文が掲げられる法律です。「不良な子孫の出生の防止」、皆さん不良な子孫ですか？高校時代、私不良やった、とか言うような人がいるかもしれませんが、そのような意味ではありません。しかし不良な子

孫、ものすごい言葉ですね。第一には不良な子孫の出生の防止です。そして、「この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定める」とか、妊娠中絶の定義とかがあります。ここでいう不良な子孫とは何なのか、法律の中ではつきりと定義されています。「医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者があるときはその同意を得て、任意に優生手術を行うことができ。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りではない」。つまり子どもを産めない体に行ける、あるいは子どもを人工的に墮胎させることができる対象はどういう人かという点、それがまず「本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病性性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの」、さらに「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病性性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し」ている者、です。本人だけではない、四親等以内にそういう人がいたら、その人は子どもを産めない体にしてもいいという法律なんです。しかも、この条文から見ると、未成年者、精神病者または精神薄弱者の場合には、本人の同意なしに優生手術を行うことができるんです。ということで、同意なくして、知らない間に、子どもを産めない体にさせられてしまった、そういう被害を受け

た人が、その被害回復を今裁判で訴えているわけですね。

私たちが子どもを持つこと、持たないことを選ぶ、それはどんな人でも自由です。どうしても病気とかで持てない、あるいは子どもを産むことに耐えられない、そういう事情はあるにしても、子どもを持つことを望む、望まないはみんな自由です。国から、あなたは子どもを持ちたくても子どもを持つてはいけない人なんですよ、子孫を遺してはいけない人なんですよ、なんて言われることは、絶対にあってはならないことですね。逆に国や社会のために子どもを産みなさい、と言われることも私はあってはならないことだと思っています。どんな人も、その人その人の性と生殖ということに関する権利、リプロダクティブ・ヘルス・ライツという言葉で現在言われますが、侵されることは許されないと考えております。

そして、なぜここにハンセン病問題が関わってくるかと言うと、先ほど見てもらった条文、ちよっと口にするのもしんどい言葉です。特に精神疾患で苦しんでいる人とか、そのご家族にしてみたら、こういう言葉っていうのは、もう耳にする、目にするだけでもしんどくなりますよね。明らかに負のものとして、存在すること自体が否定されるものとして定められている訳ですから。その次の項に記されているのが、「本人または配偶者が、癩

疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」という一文です。「癩疾患」、ハンセン病患者ということが突然、優生手術の対象に上がってくるのです。このことによつて、ハンセン病を患った人たちに対する、戦前は園の中で非合法で行われていた断種、墮胎ということが、戦後は合法的に施されるようになるのです。そして、戦後だけで、優生保護法の下、断種、墮胎をさせられた人がどれだけあるかというところ、墮胎件数ということと言つと、七六九六件、わかっているだけでね。そして断種手術を受けた人は、一五五一件わかっています。それだけの人がハンセン病を理由に、子どもを持ってない体にさせられていく訳です。療養所の中で結婚をしようと思つたら、不妊手術を受けなければ療養所の中で結婚はできませんでした。そして子どもを宿してしまつたら、その人は強制墮胎をさせられるということなんです。戦後に、隔離政策の存続が国会で議論されたとき、隔離政策の生みの親で当時、ハンセン病療養所長島愛生園の園長であつた光田健輔は、強く隔離政策の強化を訴える中で、ハンセン病患者の家族の断種にまで言及しています。

断種、墮胎という被害から、少し話が優生思想にまで広がってしまいましたが、隔離政策のもと療養所で何がなされたのかは、「国賠訴訟」における原告の証言によつて、ようやく多くの市民が知ることとなりました。その中で、「園での生活が始まると、私は新し

い名前を付けられました」という証言がありました。療養所の中では自分の本名すら名がなかったのです。子孫を遺すことを奪われる。そして名前が奪われる。名前を持つてない人はいませんか。自己紹介するときに、私なら、必ず訓覇浩という名前を言います。私を形にしたら、まず名前になるわけです。名前は私自身と言ってよいものです。その名前が療養所では奪われるのです。これは、家族に迷惑がかからないようにとの理由で行われていたとされてきましたが、その本質がハンセン病国賠訴訟の裁判の中で、「その人をして社会の中で生活することが許されないものとの自己認識を強いるもの」という言葉で確かめられました。あなたの生きる場所はもう社会にはないんですよ、居場所はないんですよ。療養所の中にしか居場所はないんですよという自己認識を強いていくもの、それが本名を奪い、園名を名のらせるということでした。さらにふるさと、父母、家族と断絶させられる。戸籍から抜かれるということもあつたとお聞きしています。それは自分の命のルーツからの断絶だと思ふのです。ハンセン病隔離政策は、命のルーツを断ち、そして自分自身の名を奪い、子孫を遺すということも奪っていく。つまり、いのちの過去、現在、未来をことごとく奪っていくものであつたのです。それは、人間が人間として生きるということ全てを奪い尽くそうとしたといつてよいと思います。

それを、ハンセン病国賠訴訟の徳田靖之弁護士は、「比類なく深く、一人ひとりの全人格、全人生にわたる被害」と表現されました。療養所の中でどのようなことが行われていたのかということではなく、隔離されるということ自体が「人生被害」なのだということです。さらに、「原告らはそれぞれに四十年、あるいは五十年、更には六十年余の長きに渡って沈黙を強いられました。苦痛と屈辱を、また悲嘆と絶望とを、自らの身の奥深く刻み込み、塗り込めて生きることを強いられました」とその人生被害を表現されています。私たちは何か被害を受けた時に、どれだけ大きな被害でも、それに回復の光が見えるならば耐えることができるかもしれません。しかしハンセン病隔離政策が与えた被害は、被害回復を願うことができない被害であったのだと思います。直接的加害者である国にしてみれば、隔離することは加害ではなく、合法的なことなのです。それを被害だと感じている人に見たら、被害回復の光なんか見えるはずがよいです。被害回復を望めない、そういう中で、しかも隔離政策は、入所規定はあるけれども退所規定のない法律です。一生涯死ぬまでそこにいなければならぬ。隔離の中で骨になるためにのみ生きている、そういう存在にさせられてきたということだと思います。

## 隔離を受容さすはたらき

しかし、そこでもうひとつ疑問が出てきます。それだけひどいことが行われているなら、療養所の中からや、市民の中から、隔離政策に対するもつとも強い抗議が起こってきてもおかしくはないのではないかということです。もちろん入所者の人たちは、ことあるごとに強い抵抗を示してこられました。それが全入所者をあげての直接行動的なものにはなかなか至らなかった。それは何故なのか。その大きな理由として私は、ハンセン病を患った人たちにとって「隔離は救済なんだ」という意識が強く植え付けられていたということがあると思います。そしてそれは、入所者だけではなく、市民にも浸透していたと言えます。それに一番力を貸してしまつたのが宗教者なんです。その役割をもつとも積極的に担つた宗教教団が真宗大谷派でした。ひとつの資料を見ていただきます。

国立の癩病患者収容所は此程東京府下に新設せられたる事なるが、世に最も憐むべき境遇に在る此等の患者に対し、如来の慈光に浴せしめ、慰安を与ふるの必要を認め、



当局者より本山へ交渉ありしかば東京養育院蓮岡教師は、献身進んでこれが担当する事となりたり、彼の天平の頃、光明皇后の垂救の慈懐の事など俾ばれて尊し。

（『宗報』一九一〇年二月号）

これは、真宗大谷派とハンセン病問題の関わりの始まりを示す大谷派の機関誌『宗報』に掲載された「癩病院患者の慰安」と題する一文です。短い記事ですが、ここには、国策である隔離政策への呼応、関わることの目的、ハンセン病患者へのまなざし、そして皇恩の強調と、その後長く続けられる大谷派におけるハンセン病療養所との関わりの性格が端的に表れているといえます。そしてもうひとつ文章を紹介させていただきます。

排除され、隔離された者が、運命共同体としての同歎同苦の心を結び、捨てられたもののみが持つ「世を捨てた」思いが、隔離の島を「楽土」としたいという悲願に生きたとしても責められることはない。そしてそこに足を運んだ人も、それを受け容れた人も、隔離を前提として、それを動かすことのできないものとしてうべなつたことは覆うべくもない事実である。

長島愛生園で「隔絶四十八年」の生涯を生きた、真宗大谷派の僧侶、藤井善こと伊奈教勝さんの言葉です。真宗大谷派とハンセン病問題との関わりを考えていこうとする時、私たちが向き合っていかなければならないことの原点、それが、師が見据えたこの「事実」なのではないかと思えます。

療養所の中で宗教者は、皆さんここで穏やかに慰安を受けて、生活しましょう。隔離の中で文句言わずに、一生肅々と送ることがあなたの救いであり、仏や神のご恩にかなうことなんですよ、ということを書いてきた訳です。隔離の非道さに気付くことに覆いをかけていく、気付かなくさせていく、隔離を受容させていくということです。

そしてもうひとつ向き合わなければならぬのが、さきほど紹介した伊奈教勝さんの言葉に、「隔離の島を『楽土』としたいという悲願」というものがありました。療養所を「楽土」にしていくという問題です。キリスト教団体によって設立された、日本で最初の私立のハンセン病療養所である神山復生病院の院長である岩下壮一神父は、復生病院について、「療養所は犠牲の礎の上に築かれた地上の楽園でなければならぬ。現世のすべて

の希望を絶たれた者に対して、私たちは最大の同情をそそがなければならぬ。(略) 自分からすすんで療養所に入る患者は、祖国の血を浄めるために、人間最高の犠牲をあえてするのである。この犠牲にもとづいた楽園の建設に向かつては、他のどの療養所にも劣らぬ努力をしている」(『岩下壮一全集』第八巻)と述べています。人間最高の犠牲の礎の上に築かれた地上の楽園の建設、このことこそ、岩下園長にとって神山復生病院の存在意義ではなかったかかと思えます。

この「楽土の建設」という目的は、国立、私立、入所者、国という違いを超えて共通するものでした。隔離を受容するということのさらに積極的な形として、「楽土の建設」という共通の目的が大きな力を持ったのです。療養所における「慰安教化」が、入所者をして、国や園長と同じ使命を生きる自らを見出す役割を果たしていたと言えるのではないかと思います。つまり、療養所で説かれる「救済」の中身が、単なる慰め安らぎ、心の工夫だけにとどまらない、あるいは、心の工夫という言葉が言いすぎなら、療養所に隔離されているという事実にあ住するという境地を得るということだけではなく、楽土建設の志願を生きることとして語られていたのではないかということです。

しかし、そのことは、私たちがさらに大きな罪を犯したということの意味します。先ほ

どの岩下園長にとって、楽園の建築は、「隔離」というものと何ら矛盾するものではありませんでした。むしろ、隔離された療養所こそ、神父である岩下園長の考える宗教的世界を創り出す最高の条件が整った舞台であり、隔離と楽園の建設は切り離すことができないものであったのです。つまり「隔離」を前提に成り立つ世界を、私たちは、宗教的「楽土」としてしまったという大きな問題です。

これらのことからわかることは、強いハンセン病患者救済の意識を根底に、療養所での活動を続けてきた宗教者たちですが、そこで説かれる救済は、療養所で生活こそが、宗教的世界が実容することにおいて実現するものであり、苦しい療養所での生活こそが、宗教的世界が実現する最高のステージと捉えられていたということです。そのとき、療養所に患者を送り続ける隔離政策は、宗教者にとって歓迎こそすれ、否定するものではなかったと言えます。つまりここに、国策にとつての宗教と、宗教にとつての国策が、立体パズルのごとくに見事に補完し合い、ハンセン病隔離政策は、自らは本来持ち得ない「救癩」という概念を、宗教者によるハンセン病問題への取り組みに借り、隔離政策の本質を療養所内外に覆い隠しながら九十年にわたって存続してきたのだといえるのではないのでしょうか。「世の中に存在することが許されないもの」という暴力的な絶対対象が、それに対応する「世に最

も憐れむべき境遇に在る此等の患者」という宗教者の絶対像により、カモフラージュされて固定化されてきたのだと思います

究極の人権侵害とは、人権が侵されていることを覆い隠してしまふはたらきであると言えるのではないのでしょうか。そうすると、隔離政策の中で宗教が果たした役割は、まさしくそれにあたります。「隔離」は救済であるとする「教え」は、隔離の島を「楽土」としたいという悲願に込めるものであるかもしれませんが。しかし、こう願うしかなかった悲しみには込めるものでは決してなかったと言わざるをえないのではないのでしょうか。そのことを伊奈教勝さんの「真実の『浄土』」とは、本当のものを知りうる智慧によって、本当のものが見えてくる世界のことである」という言葉が、鋭く問うてくるように思います。まさしく水平社によって看破された「解放の精神を麻痺せしむるが如き教化運動」ということが、「慰安教化」の名でハンセン病療養所で行われ、社会に対しては隔離は救済であるということを喧伝していったのです。

蛇足かもしれませんが、現在の真宗大谷派のハンセン病問題に対する取り組みについて、一言だけ触れさせてもらいます。さきの『宗報』の記事が掲載されてから八六年後の一九九六年四月一日、真宗大谷派は、「らい予防法」が廃止されることに時をあわせ、宗

務総長名で「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を公表、重ねて「『らい予防法』廃止にかかる要望書」を国に対して提出しました。近現代における、宗門のハンセン病隔離政策への加担の懺悔と、ハンセン病問題に対して今後教団あげて取り組んでいくことの決意の表明でありました。その謝罪声明を出発点として、真宗大谷派は、ハンセン病問題の全面解決に向けて、歩みを進めようとしております。隔離の被害を受けた方の、必死の問いかけから与えられた歩みであると受け止めております。

### 人間は尊敬す可きものだ

それではここまでたずねてきたことを踏まえて、最後にもう一度、水平社創立の精神というところに帰っていきたいと思います。水平社創立メンバーの一人西光万吉は、「人間は尊敬す可きものだ」という一文を表し、水平社創立の意義を訴えています。その中に次のような一文があります。

社会の多数者は吾等を救済し同情することを知っている。しかしながら、人間は尊敬

すべきものであることを知らぬ以上、それには字義通りの美しさはなくて、その意味を自ら体験した時、それは僭越な情操であり、専制の行為であつて、そこにはあくまでも賤視の觀念が働いているのである。勿論吾等の望みが、こうした同情にかかつているのではなく、人間が人間を尊敬し得る権利の主張と、それをなすべき義務の遂行にある以上、即ちある社会問題を取り扱う人が「水平運動はあたかも他人に向かつてオノレに惚れよと云う様なものだ」と評されたにも拘わらず、吾等の運動は「あたかもオノレに惚れよ」と云う如きものである。オノレに惚れよ。吾々にとつてこれが如何に大切なことであるかを考え得ない人には到底此の問題を論ずる資格は無い。

(西光万吉「人間は尊敬す可きものだ」)

大変厳しい言葉で、当時の差別問題に関わろうとする人の本質を批判しています。ここで言う「オノレに惚れよ」。このことがどれだけ大切なものか考えない人にはこの問題を論ずる資格はない。これは部落差別というものが何を奪つたのか、ということを端的に表す言葉だと思えます。それはその人が自分自身を好きになれない、自分自身を肯定できない、否定して生きていかなければならないあり方を人間の上に生み出したのだということ

です。被差別部落に生まれた自分というものは、もうその社会の中で決して人間として認められないものなんだ、ということ自分を自分に対して持つて生きていく、それ程悲惨なことはないんだということですね。自分で自分自身に対して、自分が排除され、否定されるような存在だと思つて生きていかざるを得なかった、それが差別を受けるということなんだということです。少し危ない言い方かもしれませんが、自分で自分を差別して生きるということを強いられるということなんです。

それに対して、西光万吉がぶつけた言葉が「オノレに惚れよ」という言葉であり、その根拠にあるのが「人間は尊敬す可きものだ」という人間観なんです。

このことは、水平社宣言の「呪われの夜の悪夢のうちにもなお、誇り得る人間の血は涸れずにあつた」という言葉にもつながっていると思います。これはどれだけ差別され、蔑まれ、存在が否定されていても、自分は誇り得る人間であつたのだということに気付いた、発見したことの歓びですよ。そう考えた時、人間が差別をするということの闇の本質は、「人間は尊敬す可きもの」ということに対する闇なのではないかと思ひます。そして「社会の多数者は吾等を救済し同情することを知つてゐる。しかしながら、人間は尊敬すべきものである事を知らぬ以上、……そこにはあくまでも賤視の觀念が働いてゐるので



ある」という一文は、まさしくここまで時間をかけてたずねてきたハンセン病問題にそのまま当てはまる指摘であり、このことは全ての差別問題に通ずるものであるといつてよいと思います。

そして、西光はさらに、「人間は尊敬す可きものだ」の中で、

吾等の多くの感情が、永年の圧迫によって、如何にへしまげられているかと云うことの記憶から始まらねばならぬ。へしまげられた感情、ふみつけられ、きづつけられたところ。これを如何にしてもとのものにただしくするか。今水平運動には烈しい鉄槌がひびき熾しい火花が散る。それは刃を打つヴァチカンの仕事場ではない。それはへしまげられ、きづづけられたものを美しいもとの姿に打ち直すそれである。龍魔界の苦患にも似て、自らの焰に焼けつつ自らを打つ形相こそ水平運動の真相であるのだ。

と記します。「自らの焰に焼けつつ自らを打つ形相こそ水平運動の真相」、差別から人間が解放されていく営みをこういう言葉で表現していくわけです。

その水平社は、さらに強い言葉で「人間は尊敬す可きものだ」の内実を表します。それ

が「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という言葉です。この言葉は、さきほどお示しした、「呪われの夜の悪夢のうちにもなお、誇り得る人間の血は涸れずにあった」という言葉からの流れで語られますが、いまの運動の言葉で言えば、「被差別部落民」であることの名のり、「部落民宣言」と言われるものにつながるのではないのでしょうか。被差別部落に生まれたものとしての誇りの表現です。

このことについて、よく耳にすることは、差別されたくないのに、なぜわざわざ被差別部落の出身だと自分から名のりするのか、という声です。これは、他の差別問題でも同じことが言われています。ハンセン病問題でも、いま、本名を名のり、自分はハンセン病を患ったものなんだ、療養所にいたのだということ、告白される人がいます。たとえ、後遺症が小さく、言われなければわからないような人でも、名のりをあげる人がいます。それはどうしてか。もちろん、お一人お一人の生き方がありますが一概に言えるものではありませんし、現在も続く過酷なハンセン病差別の現実の中で、差別をしてきた側が決して、カミングアウトしてほしい、なんて言えることではないのですが、それでもカミングアウトする方が出てこられています。先ほどから紹介している伊奈教勝さんは、「私は本名を名告る。本名を名告って『らい』の現実を訴える」と言われ、私たちの前に立ち、本名

で、ハンセン病隔離政策の現実を語ってくださいました。そして、このまま園名を名のり続けたなら、同じ過ちをご自身が繰り返すことになるかと語られたといひます。同じ過ち、それは、隔離を受け容れ、園名を名のり、二度と本名を名のるまいと決めた、療養所に入所されたときの気持を言っておられるのだと思ひます。それから数十年が経ち、はつきりと隔離政策の性質を自覚されたとき、このまま園名を名のり続けることが、伊奈教勝さんにとつては、「過ち」ということになつたのだと思ひます。ハンセン病問題に限らず、特に部落差別などでは、名のらなければわからない、ということはあるかもしれせん。しかし、隠さなければならぬ現実があるということそのものが、その人が排除され、存在を否定されるという現実があるということですから、隠すことによつて差別されないという、とても大きな結果を得ることがあつたとしても、そのような社会を受け容れる、受け容れるというといひすぎでしょうが、自分の中に自己否定を抱えて生きなければならぬ、ということにつながるのではないかと思ひます。私は、水平社宣言にある「エタである事を誇り得る時が来たのだ」という言葉は、その後のさまざまな解放を求める闘ひの力になつてゐるのではないかと思ひます。つまり、差別を受けなくなるということと、差別から解放されるということは、そのままイコールではないということです。「被差別部落

民」であるということの名のる、ハンセン病を患ったものであるということの名のるということは、自分はそのらに對する差別と闘う者であるという名のりであり、自他に對する宣言なのだと思ふのです。

### 独尊者として生きるという人間解放

それでは、差別から解放されるとはどういうことか。それは、水平社自身の言葉で言うと、創立大会の「綱領」にある、「吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向かつて突進す」という言葉で表されると言つてよいのではないかと思ひます。先ほどもお話ししましたように、解放という言葉は、勦るかの如きあり方からの転換として表現された言葉であり、それまでの差別問題への取り組から、あらたな取り組み、すなわち水平運動という取り組みの中身を表す言葉ですが、その基本に「人間は尊敬す可きものだ」という人間觀があると確かめました。この人間觀が、綱領の言葉が言う「人間性の原理」という言葉であると思ひます。さらに、ここでは、人類最高の完成に向けて「突進す」という言葉が続きます。つまり、覺醒する、目覺めるだけでなく、歩み続ける、闘い続けるということ

です。そのことも含めて「解放」ということが領かれていくのではないかと思っております。そう押さえた時、その時の「尊敬する」という言葉は、解放という言葉とつながることとで本当に意味を持つてくると思います。私なりの意見ですけれども、これが解放という言葉につながらなかつたら、あの人すごいね、総理大臣にもなったから尊敬する、あるいは、苦勞してここまで努力して会社の社長になられたから尊敬するとか、一人で子どもを育てて尊敬するとか、いろんな尊敬が出てきて、尊敬する人と尊敬できない人が、人間の基準で生まれてきてしまうのです。けれども、仏さんの目から見たら、尊敬できる人と尊敬できない人なんていないんですね。全ての人間は尊敬されるべき存在なんだということになります。そこにあえて言葉を足すなら、屋上屋になります、独尊者として尊敬されるといってよいのではないかと思います。独尊者、これは独りにして尊い、その人がその人のままで尊い、ということですね。独りにして尊い。独りだけ尊いではない、独りにして尊い。一切の借り物を必要としない。その人がその人のままで尊いんだということ。しかもそれはその人が勝手に言うことではない。お互いの独尊性、互いが独尊者として、お互いを称え合う関係、お互いを独尊者として証明し合う、そういうような関係、それが人間という関係なんだということです。

いま、互いを称え合うといいましたが、それを解放運動の言葉で言うのと、差別されてきたものの、差別してきたものが共に解放される、ということになります。水平社宣言の結びは、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれますが、「被差別部落に熱あれ、部落民に光あれ」ではないのです。当たり前のように読んでいますが、ここところは大きいところだと思えます。先ほど、名のりの問題についてお話しましたが、なぜ名のりなのか、それは、その名のりを受け止めてくれる人がいるという絶対信頼がそこにあるのだと思うのです。差別を受けてきた人たちが、これからも差別を受け続けていくのか、解放されていくのか、自らの解放を賭けて、あえて賤称を名のり、差別の現実を訴えるのです。そこにあるのが差別をしてきた人間に対する絶対信頼です。人間ならかならずその願いは届くという。だからこそ、それが、差別をしてきたものこのころに響き、自らがしてきたことの本质、ハンセン病問題なら、その人の人間としての尊厳そのもの、人間であることそのものを奪うことであった、そしてそのことにより自らも人間であることを失ってきたと知ることができるのです。そのことに向き合う力を与えてくれる。そしてそのように差別してきただものが変わっていくことが、差別されてきた人たちが人間をとりもどすということにつながる、つまり、差別されたもの、してきたものが共に解放される世界、すなわち、人間

性の原理が開くつながり「人の世」が創出されるのだと私は思っております。

水平社創立の精神の底に、親鸞の思想が流れているといわれています。そのことは残っているたくさん資料から明らかなのですが、差別を繰り返す本願寺教団に対する、「私のもつたいけないけれど、親鸞の同行と思わせてもらっています。私は親鸞を有難いと信じきっています。だからこそ、こっぴどく親鸞に帰れといいたいんだ」という発言も記録されています。そのようなことも受けて、水平社創立の精神に親鸞の教えが流れていることに向き合われた教学者である廣瀬杲先生は、この「人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かつて突進す」という言葉を、人間性の原理は本願、人類最高の完成は成仏、そして、突進すは往生、と領いてくださいました。人間が差別される、人間が人間によって絶対否定される、そこから生まれた動きを、人間が人間として生きたいと願うときの、特別なことではない、また部分的なことでもない、人間が人間になっていく必然的、普遍的な営みと受け止めてよいのではないかと思っております。水平社創立趣意書「よき日の為に」の表紙には、「芽から花を出し 大空から日輪を出す 歓喜よ」という言葉が記されています。水平社は、人間が人間であることをとりもどし、人間として生きていくことをこのような言葉で、歓喜と表しました。そして全ての人が「人生の熱と光を願求礼讃」

し、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と願う世の実現を求めました。それは「同朋社会の実現」と言い換えてもよいと思いますが、その実現への道がどれだけ遠い道であろうと、その遠い道を歩む身を私たちはいただいているのだと思います。

水平社創立の精神と、そこで見据えられた「過去半世紀間」という時代を、ハンセン病問題をてがかりに照らし合わせ、人権とは、解放とは、という課題に少しでも向き合えたらと試みましたが、中途半端なことになってしまいました。ハンセン病問題は、現在も激動の中にあり、特に、家族として隔離政策のある社会で生きてこられた方の被害には、ほとんど市民は気が付くことなく、苦しみを与え続けてきました、そのようなことにも全く触れることが出来ませんでした。水平社宣言は、百年の歴史を経て、現在のさまざまな差別問題、人権問題に取り組み力を与え続けてくれているのだとあらためて実感しております。

ここまでにさせていただきます。ありがとうございます。

(本稿は、講話の記録をもとに、講述者により加筆、修正を加え整えたものです。)